

免許申請書（裏面） 収入印紙以外のものを貼付しないで下さい。

郵便局等で所定額（平成26年4月1日現在1,500円）分の収入印紙を購入し、貼って下さい。

- ・必ず日本政府発行の収入印紙を貼ってください。地方自治体の発行する証紙ではありません。
- ・1枚でこの金額のものはないので、何枚かを組み合わせて、この金額分を過不足のないように貼って下さい。（一旦、納付した手数料を返還することはできませんので、ご注意ください。）
- ・申請書の書き損じの場合を考え、収入印紙は申請書の記入が終わり、誤りのない事を確認してから貼るようにして下さい。
- ・収入印紙は消印しないで下さい。

申請書の裏面に免許試験合格通知書等を貼付しないで下さい。

株式会社第12号（第66条の3、第67条関係） (2)

【摘要】

- 1 □□□で表示された時（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的読取装置（OCR）で直接読み取を行うので、この用紙は汚したり、穴を開けたり、必要以上に折り曲げたり、のり付けてはいけないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままでし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのカタナ及びアラビック数字で明瞭に記載すること。
なお、満点及び半満点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。
- 4 免許申請の場合は、「申請者名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（以下「本人確認証明書」という。）並びに免許を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 5 免許再交付申請の場合は、滅失によるものにあつては本人確認証明書、損傷によるものにあつては従前の免許証を添付すること。
- 6 免許書替申請の場合は、従前の免許証及び記載事項の異同を証する書面を添付すること。
- 7 免許更新申請の場合は、従前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 8 下記の免許種類コード表を参照して記入すること。
- 9 下記の本略地・住所略・交付局コード一覧を参照して記入すること。
- 10 住所と免許証の送付先が同じ場合は「0」、異なる場合は「1」を記入し、送付先欄に送付先を記入すること。
- 11 免許証の送付先が住所と異なる場合に記入すること。また、並送付先希望欄に「1」が記入されていることを確認すること。
- 12 当該免許申請の外に既様式免許証を所持する者は、「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、○の下の該当する免許欄を○で囲み、所持免許申告欄（別紙）に記入すること。

収入印紙欄（収入印紙は、申請者において消印しないこと。）

収入印紙は、所定事項を全て記入した後にはり付けること。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後にはり付けること。

※同時に二つの申請を行う場合のうち、次の場合には、それぞれ別個の申請となり、申請書も個別に作成し、収入印紙もそれぞれについて貼付しなければなりません。

- (1) 同時に2種類の免許申請を行う場合
- (2) 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の再交付又は書替申請を行う場合
(新たに試験に合格した方が、既交付の免許証の再交付、書替を申請する場合は、先に既交付の免許証の再交付、書替の申請を住所地の労働局（又は交付局）で行って下さい。)
- (3) 新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の免許更新申請を行う場合
- (4) 免許更新申請と併せ、免許証の再交付又は書替申請を行う場合

(本籍地・住所地・交付局コード一覧)

北海道…01	栃木…09	石川…17	滋賀…25	岡山…33	佐賀…41
青森…02	福井…10	京都…18	京都…26	広島…34	長崎…42
岩手…03	埼玉…11	山梨…19	大分…27	山口…35	熊本…43
宮城…04	千葉…12	長野…20	兵庫…28	福岡…36	大分…44
秋田…05	東京…13	岐阜…21	奈良…29	香川…37	宮崎…45
山形…06	神奈川…14	静岡…22	和歌山…30	愛媛…38	鹿児島…46
福島…07	新潟…15	愛知…23	鳥取…31	高知…39	沖縄…47
茨城…08	宮崎…16	三重…24	島根…32	福岡…40	外国籍…48

(免許種類コード表)

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
1	特例式イーター技師	2	施設設備運転士	3	供給設備操作主任者（林業営繩技士）
1.1	特例式イーター主任	2.1	施設設備操作主任者	3.2	供給設備操作主任者
1.2	施設設備操作主任	2.2	施設設備操作士	3.3	供給設備操作士
1.3	特例式イーター操作士	2.3	移動式クレーン運転士	3.4	空港技工
1.4	荷物ドリフト操作士	2.4	クレーン・ディリック運転士（注3）	5.0	第一種衛生管理者（衛生官理者）
1.5	ボクサーケン士		クレーン・運転士（注4）	5.1	衛生工学衛生管理者
1.6	荷物運搬機操作士		クレーン・運転士（注5）	5.2	第一種衛生管理者
20	荷物運搬機操作士取扱主任者		クレーン・ディリック運転士（注4）	6.0	高圧空気作業主任者（高圧室管理員）
	クレーン・ディリック運転士（注5）	25	クレーン・ディリック運転士（注6）	6.1	潜水士
	クレーン・ディリック運転士（注6）		クレーン・ディリック運転士（注7）	7.0	第一種衛生管理者
	クレーン・ディリック運転士（注7）	30	ガス溶解作業主任者（前操作士）	7.1	クレーン溶解作業主任者（アセチレン溶接主任者）

注1 取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン・ディリック運転士免許をいうこと。

注2 取り扱うことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン・運転士免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

注3 取り扱うことのできる機械の種類を床上演転式クレーンに限定したクレーン・ディリック運転士免許をいうこと。

注4 取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

注5 取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・ディリック運転士免許をいうこと。